

契約条項 JXRA008A_210416

第1条(契約適用条件)

1. 本契約条項は、注文書記載の契約対象商品および関連商品(以下機械および関連商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の注文書記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。

2. 本契約の適用は、甲における同一設置場所(同一フロアでかつ20m以内)に注文書記載の機械2台が設置されている場所に限りませず。本契約の対象となる機械および関連商品は注文書記載のとおりとします。

3. 契約対象機械のうち、いずれか1台が解約もしくは機種変更された場合または他の設置場所に移動された場合、本契約は終了するものとします。

第2条(設置場所)

機械および関連商品の設置場所は注文書記載のとおりとします。

第3条(適用料金)

本契約における適用料金は機械の組合せと注文書記載の適用料金の区分にもとづき基本契約書記載の料金表のとおりとします。ただし、料金表に記載される金額には、消費税および地方消費税は含まれず、甲はレンタルサービス料金と併せての消費税および地方消費税を乙に支払います。

第4条(契約期間)

本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、基本契約が更新された場合、本契約も同一条件で更新されるものとします。また基本契約が解約または解除により終了した場合、本契約も同時に自動的に終了とします。

第5条(料金計算の開始日および開始メーターカウント)

料金計算の開始日は本契約の開始日とします。また、開始メーターカウントは注文書記載または、甲から送付される「メーター連絡票」記載のとおりとします。

第6条(料金計算の締切日)

毎月の料金計算の締切日は基本契約書記載の締切日とします。

第7条(中途解約)

甲または乙が本契約の解約を希望する場合、甲または乙は2ヵ月前までに書面により相手方に通知することにより本契約を解約できます。

第8条(加算金)

1. 前条、第1条第3項または基本契約にもとづき本契約が期間満了以前に終了した場合、甲は乙に対し下記のとりの加算金を支払うものとします。

(1) 2機種共終了した場合、いずれか1機種を終了し他機種を乙所定の1年契約に変更した場合または2機種共乙所定の1年契約に変更した場合

加算金:それぞれの機械に定められている加算金基本額に相当する額

(2) いずれか1機種を終了または乙所定の1年契約に変更し他機種を乙所定の3年契約に変更した場合

加算金:終了または1年契約に変更した機械に定められている加算金基本額に相当する額

尚、加算金基本額には、基本契約第6条にもとづく機械維持料金の割引が適用されます。

2. 下記各号のいずれかに該当した場合、前項にかかわらず加算金は発生しないものとします。

(1) 本契約終了と同時に、機械の組合せのうち2機種共乙所定の他機種に変更または適用料金の区分を変更しレンタルサービスに関する個別契約を締結した場合。

(2) 本契約終了と同時に、機械の組合せのうちいずれか1機種を乙所定の3年契約に変更し他機種を乙所定の他機種に変更または適用料金の区分を変更しレンタルサービスに関する個別契約を締結した場合。

(3) 当該機械を4年以上使用している場合。

(4) 基本契約第9条第2項にもとづく終了の場合。

以上